

豊川市総合体育館始め15体育施設指定管理者公募要領等
第1回質問に対する回答書

受付番号	資料名	頁	項目	質問	回答
1	仕様書	3	休館日	豊川市総合体育館の改修工事期間で発生する保守点検項目の想定があればご教授ください。	令和7年度改修工事は、4月から8月までとなっております。メイン・アリーナ、サブ・アリーナ、ミーティング室1.2のみとなります。その他トレーニング室等は、通常どおり開館しておりますので、仕様書にある保守点検業務がすべて必要となります。
2	仕様書	13	別紙1「施設管理業務一覧表」	区分12除草剤散布作業の体育館前広場周辺とはどの部分を指していますでしょうか。図面等あればいただきたいです。	現在、お示しができる図面等はありません。体育館前のキュパティエノ広場を指しています。年度協定を定める際に示せるように作成します。
3	仕様書	30	豊川市屋外施設維持管理業務仕様書 別紙	屋外施設の草刈り範囲が分かる図面等があればご教示ください。	現在、お示しができる図面等はありません。年度協定を定める際に示せるように作成します。
4	様式集		様式集	貴市の指定様式の中で押印が必要な様式はありますでしょうか。ご教示ください。	押印が必要な様式はありません。それに伴い、印鑑証明書の提出も不要となります。
5	様式集		様式第1号	指定管理者指定申請書等について、押印の指定がございませんが、押印は必要なしとの認識でよろしいでしょうか。	押印が必要な様式はありません。それに伴い、印鑑証明書の提出も不要となります。
6	公募要領	5	指定管理料	指定管理者料は、126,223千円（消費税及び地方消費税を含む）を超えることはありません。とありますが、単年度の最大値が126,223千円との認識でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。 なお、公募要領5ページに記載している指定管理料上限額を積算する際には、物価・賃金の上昇分をある程度見込んでいます。特に、人件費については、毎年3%ずつ上昇するものとして積算していますので、公募要領7ページ(6)指定管理料の精算について②に記載している、「賃金・物価水準の大幅な変動その他やむを得ない事由により当初合意された指定管理料を見直す必要があると認められる場合は、協議の上、これを変更できる」については、賃金水準の上昇率が、見込んである上昇率を超えていない場合は、適用されません。 また、毎年の賃金の上昇率を見込んだうえで積算した5年間の総指定管理料を5年で除した金額を上限額としておりますので、提案の際には、①各年度の最大値が公募要領に記載している金額、②5年間の指定管理料の最大値は、公募要領に記載している金額の5倍の2点を踏まえ、計画書を作成してください。